

# 久保川イーハトーブ自然再生事業

## 全 体 構 想



平成21年5月

久保川イーハトーブ自然再生協議会

## 目 次

第1章 対象地域の自然環境と土地利用の歴史	1
第2章 対象地域での問題点	5
第3章 久保川イーハトーブ自然再生協議会について	6
第4章 自然再生の対象となる地域	8
第5章 本事業の目標	9
第6章 自然再生の基本的な考え方	10
第7章 自然再生事業の概要	11
第8章 久保川イーハトーブ自然再生協議会・委員名簿	13
第9章 久保川イーハトーブ自然再生協議会に参加する者の役割	14
付表 久保川イーハトーブ自然再生協議会・設置までの歩み	15
久保川イーハトーブ再生協議会設置要綱	16

## 第1章 対象地域の自然環境と土地利用の歴史

本地域は、岩手県南部の一関市・磐井丘陵帯に位置する（図1-1）。この丘陵帯は、新生代第3紀に活発な火山活動を繰り返した奥羽山脈須川岳（別称栗駒山、1627m）の溶岩流が、古生代・中生代起源の北上高地にぶつかって形成されたものである。

旧建設省が磐井川中流域で行ったボーリング調査においても、地下1000m以上の大深度まで第3紀の岩石の存在が認められた（向井清孝（1990）イーハトーヴの国土造り、熊谷印刷出版部）。

この丘陵地帯では、主として第3紀層の礫岩、砂岩、凝灰岩、シルト岩などに由来する貧栄養土壌を擁する場所が多い。尾根部は、風化の作用も受けて表土が薄く、高木層がアカマツ、低木層はヤマツツジが優占種となるアカマツ林（写真1-1）がみられる。斜面から丘裾の谷部には有機物に富んだ土壌が形成されており、コナラ、アカシデが優占種の落葉広葉樹林（写真1-2）が分布する。

須川岳から伸びる山地の尾根は、笊森（1355m）、横根岳（953m）、大衣森（613m）を経て、立石山（440m）まで続く。磐井川は支流の産女川、小猪岡川の水を集め、また、山地帯を浸食しながら東流し、一関市狐禪寺において北上川に合流する。

磐井川の支流の久保川（写真1-3～4）およびその支流の柄倉川（写真1-5）、市野々川（写真1-6）は、立石山付近の標高400m前後の丘陵地帯上部を水源とする（図1-2）。流域面積が狭いこれらの河川は、通常時、大雨による増水時の別を問わず流量が少なく、浸食作用は比較的穏やかであり、狭小な氾濫原は古来より水田として利用してきた。これらの河川では、水面から両岸の段丘上までの高低差が100m以上もあり、段丘上は畠地としても利用しにくい条件であった。これまでに確認されている縄文遺跡が2つだけであることからも、地域全体としては近代まで生活・生産の場としては適さなかったことが伺われる。明治時代以前に耕作されていた水田は、上記の河川沿いの氾濫原を利用したものに限られていた。

磐井川右岸（南岸）の丘陵地帯は、江戸時代には仙台藩の支藩・一関藩（田村家領）3万石の支配地となり、下黒沢村、上黒沢村、市野野村、達古袋村の4村が置かれた。本自然再生事業の対象地は、久保川上中流とその支流柄倉川流域の旧達古袋村にほぼ属する。

「一関市史」および「萩荘史」によれば、旧村の江戸時代の戸数は約90～95戸、人口は600人弱で推移していたとされる。明治22（1889）年に、この4村が合併して萩荘村ができた。この時点での達古袋の戸数は90、人口574人であった。明治3（1870）年に比べると戸数が7、人口が143人増加したことになる。江戸末期の飢饉による人口減少の後、少しづつ入植者によって開墾が進められ、江戸中期の水準にまで回復したと推定できる。

萩荘という地名は久保川が磐井川と合流する地点の古地名・萩の馬場、萩の荘に由来する。地名の漢字表記は当て字が多いとされる。「萩」も、崖の岩が「剥ぎ取られる」の「ハギ」からきた崩壊地名と解釈される。このような地形には植物の萩が多く生育することから「萩」が表記されやすい。したがって、萩荘も崩壊地名を反映したものと推測されるが、実際に、磐井丘陵帶では平成20（2008）年6月14日の「岩手・宮城内陸地震」に際し、各所で崩落が起こったのは記憶に新しい。

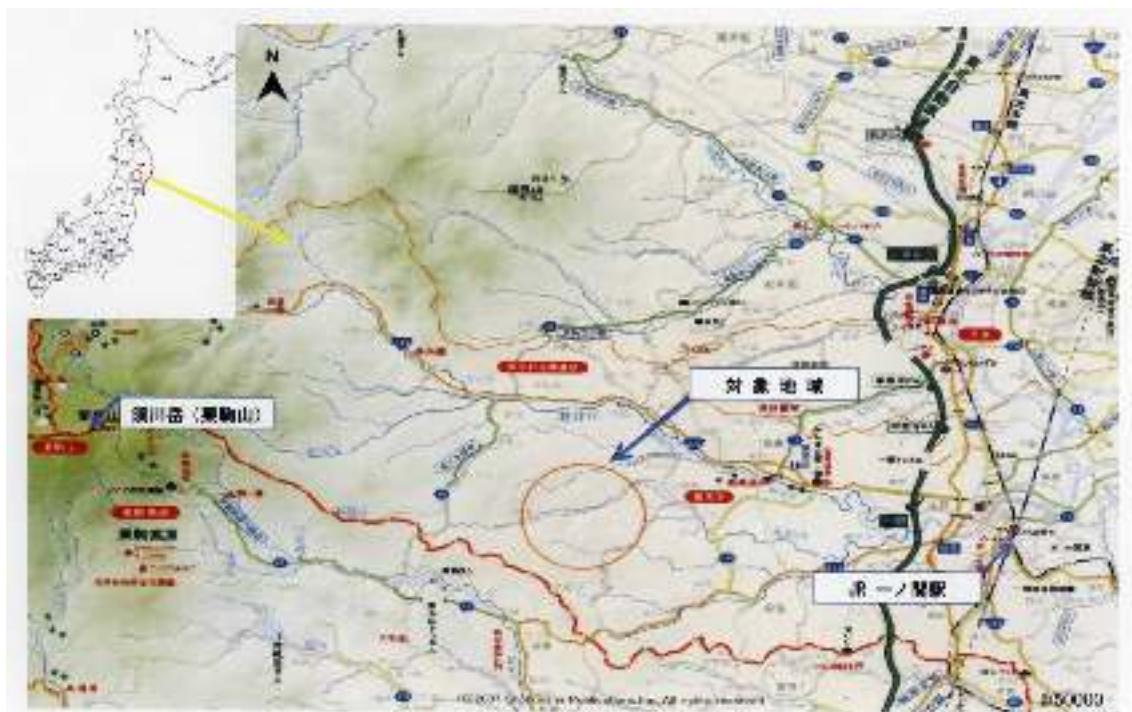


図1-1 対象地域を含む、一関市周辺の地図

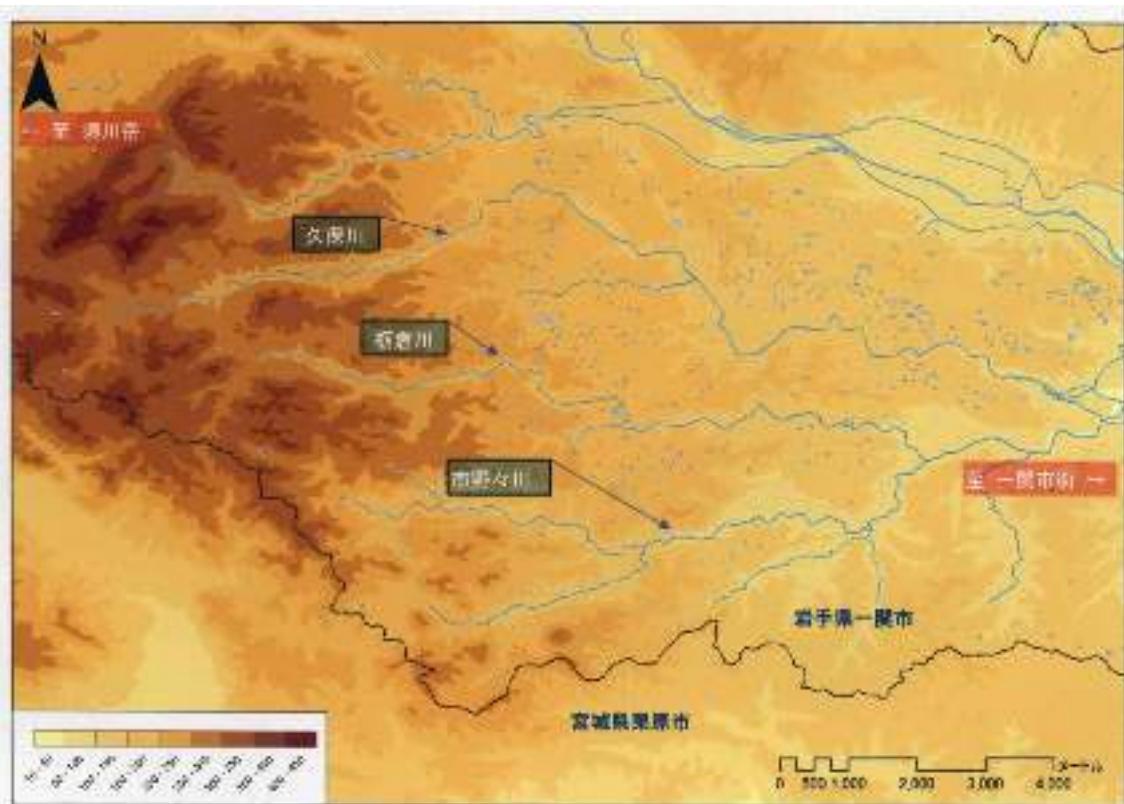


図1-2 対象地域付近を流れる主要な3河川（北より久保川・栃倉川・市野々川）



写真1-1 尾根筋のアカマツ林



写真1-2 斜面の落葉広葉樹林



写真1-3 久保川中流域の景観



写真1-4 霜後滝（久保川）



写真1-5 栢倉川上流域の景観



写真1-6 市野々川中流域の景観

達古袋地区はハギ地名が典型的に当てはまる地域であり、久保川源流部と久保川両岸の崖に三方を囲まれている。久保川は霜後滝（写真1-4）よりも下流側では人の侵入を阻む峡谷となり、四方が外界から隔離された地形をなす。この地域の中心は久保川が大きく湾曲する三月田、広面、八幡地区であるが、久保川の流れがあたる小山には龍子（タッコ）神社（現在は八幡神が主神となっている）が祀られている。「タッコ」は小山、「タイ」は森を指すアイヌ語の地名である。アイヌ語地名が残っていることは、この地区が外界から隔離されており、外からの強い文化的影響を免れていたことによるものと推測される。

その地形ゆえに閉鎖性が高かったこの地域にも、昭和期に入ると近代化の波が押し寄せ、沢や丘陵面に棚田が造成された（写真1-7）。しかし、岩石の割れ目から水が抜けるような地質構造と細かい起伏に富んだ地形のため、大規模な農地や用水の開発が行われることなかった。用水は田の上部に小規模な溜池を造ることで確保された（写真1-8）。高度経済成長以降にも地形の改変を伴うような農地開発はほとんど行われず、小区画の水田の上部に小規模なため池が散在する独特的なランドスケープが残された（写真1-9）。

この地域では狭い水田での稻作だけでは生活が成り立たず、傾斜地の落葉広葉樹林が雑木林として、かつては炭焼き、近年はシイタケ栽培に利用された（写真1-10）。このため、戦後の拡大造林による人工林化はあまり進まず、伝統的な伐採更新による管理がなされる雑木林が比較的最近まで維持してきた。



写真1-7 斜面に作られた棚田



写真1-8 棚田上部の小規模な溜池



写真1-9 地域の典型的なランドスケープ



写真1-10 シイタケ栽培に利用される林

## 第2章 対象地域での問題点

このように、対象地域のランドスケープは、戦後の拡大造林や土地改良事業による水田整備などを免れてきたところにその特徴がある。しかし、近年では、農業の近代化の波がこの地域の稻作にも大きな影響を与えている。すなわち、氾濫原にある水田の多くは乾田化（写真2-1）され、化学肥料や農薬の使用などの影響と相まって在来の水生生物が減少しつつある。また、経済的価値の消失により管理放棄された樹林（写真2-2）では、間伐や下草刈りが行われず、林床の植生が貧弱化している。その結果、サクラソウ（写真2-3）、サギソウ、キンラン、ミスミソウなど、地域からの絶滅が危惧される植物も少なくない。一方、道路際ではセイタカアワダチソウなどの外来植物が目立つようになり、溜池には侵略的な外来水生生物であるウシガエル（写真2-4）の侵入が始まっている。



写真2-1 乾田化された水田



写真2-2 林床に笹が密生する放棄林



写真2-3 減少しているサクラソウ

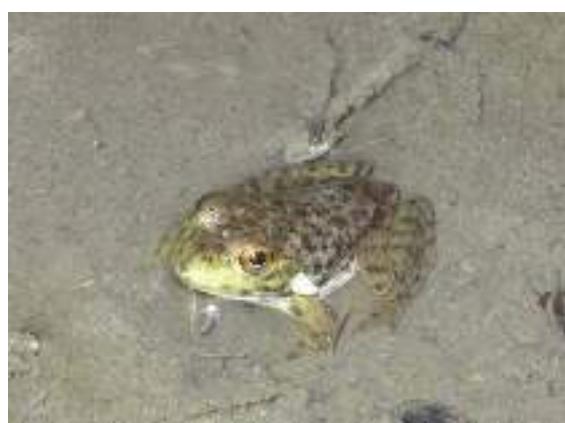


写真2-4 増加著しい外来種ウシガエル

## 第3章 久保川イーハトーブ自然再生協議会について

この地域は、上述のように古くから農業を主としてきた地域である。近年の主要な産業は稻作とシイタケ栽培であり、土地利用においては、水田、溜池、および周辺の雑木林（シイタケ菌を植えるためのコナラを主体とした落葉広葉樹林）がモザイクをなし、水域と樹林の絶妙なバランスが保たれている。

下流側、すなわち磐井川との合流地点付近では、最近では農地の宅地化が進み、勤労者所帯の住宅が増えつつある。それより上流域は、中山間地帯としての性格が強く、人口減少と高齢化が進み、明治以降に開田された磐井丘陵帶の棚田と溜池の維持・管理が難しくなっている。一方で、この地域にも近年、多くの侵略的外来種が侵入しており、管理放棄と相俟って生物多様性を脅かす主要な要因となっている。近年、護岸工事などをした久保川沿いの休耕田では、セイタカアワダチソウ、オオハンゴウソウ、ハリエンジュなどの外来植物が繁茂し始めている。また、10年ほど前から溜池へのウシガエルの侵入がはじまり、現在では下流域から中流域に位置する多くの溜池で繁殖が認められる。このままでは、生物多様性に富む溜池、棚田周辺の生態系が外来種によって損なわれる危険性が大きい。

地域の自然環境の保全活動を行ってきた宗教法人知勝院では、このような状況を危惧し、6年前から外来種対策にも積極的に取り組んでいる。主な対象は、久保川流域の曲淵、八幡地区の護岸工事によって侵入したセイタカアワダチソウであり、地域の有志の協力により毎年2～4トンの除去を行ってきた（写真3-1）。平成21（2009）年度からはウシガエルなどの排除も計画している。また、放置されていた雑木林、人工林を買い入れて、間伐と下草刈りによって、土壤シードバンクから在来の山野草を再生させる試みも続けてきた（写真3-2～5）。

知勝院環境委員会（平成19年、久保川イーハトーブ自然再生研究所と名称変更）は、NPO法人北上川流域連携交流会、水環境ネット磐井川など、他団体と協力して環境学習にも力をいれてきた。また、一昨年からは、東京大学大学院農学生命科学研究科保全生態学研究室との協働により、水田の畦の植生、溜池の水生生物や淡水魚など、生態系や生物多様性に関する調査を実施している（写真3-6）。これまでの調査結果からは、畦、水路、溜池、雑木林などに、多数の絶滅危惧種が存在することが明らかにされ、この地域が生物多様性の保全上、重要性の高い地域であることが明らかになってきた。そこで、私たちは、久保川流域（支流柄倉川も含む）の羽根橋から上流側、立石地区までの範囲を「久保川イーハトーブ」と名づけ、里地里山にふさわしい生物多様性の保全と再生を図ることとした。

今後は、この地域の自然環境の価値をいっそう高め、世代を超えて、地域の人たちや都市からこの地域を訪れる人々がその恩恵を享受することができるよう、自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）に基づく「自然再生事業」の対象地域として位置づけ、外来種対策、適切な管理による雑木林や河畔域の生物多様性の保全再生を地域住民、大学などの研究機関、NPO等の市民活動団体及び関係行政機関など、多様な主体の参画により、科学的な調査研究と密接に関連させながら、順応的に実施することが望ましいと考える。

のことから、自然再生推進法第8条の規定により、当該地区の自然再生事業について協議する「久保川イーハトーブ自然再生協議会」（以下「当協議会」という）を平成21（2009）年5月16日に設立した。



写真3-1 久保川流域におけるセイタカアワ  
ダチソウの除去作業



写真3-2 冬季の間伐作業  
(知勝院樹木葬墓地)



写真3-3 間伐材のチップ化  
(知勝院樹木葬墓地)



写真3-4 手入れの行き届いた林  
(知勝院曲渕自然観察林)



写真3-5 再生したニッコウキスゲ群落  
(知勝院曲渕自然観察林)



写真3-6 東京大学との協働による地域の  
生物調査

## 第4章 自然再生の対象となる地域

自然再生全体構想で対象とする自然再生の地域は、図4-1に示す赤線の範囲、概ね久保川流域の羽根橋から上流の立石地域までとする。この地域を久保川イーハトーブ自然再生事業地（以下「再生事業地」という）と称する。

なお、宗教法人知勝院の所有地約25万平方㍍、岩手県と一関市が管理する久保川（支流倉川も含む）以外の地域については、所有者の利用を妨げない範囲での事業実施とする。

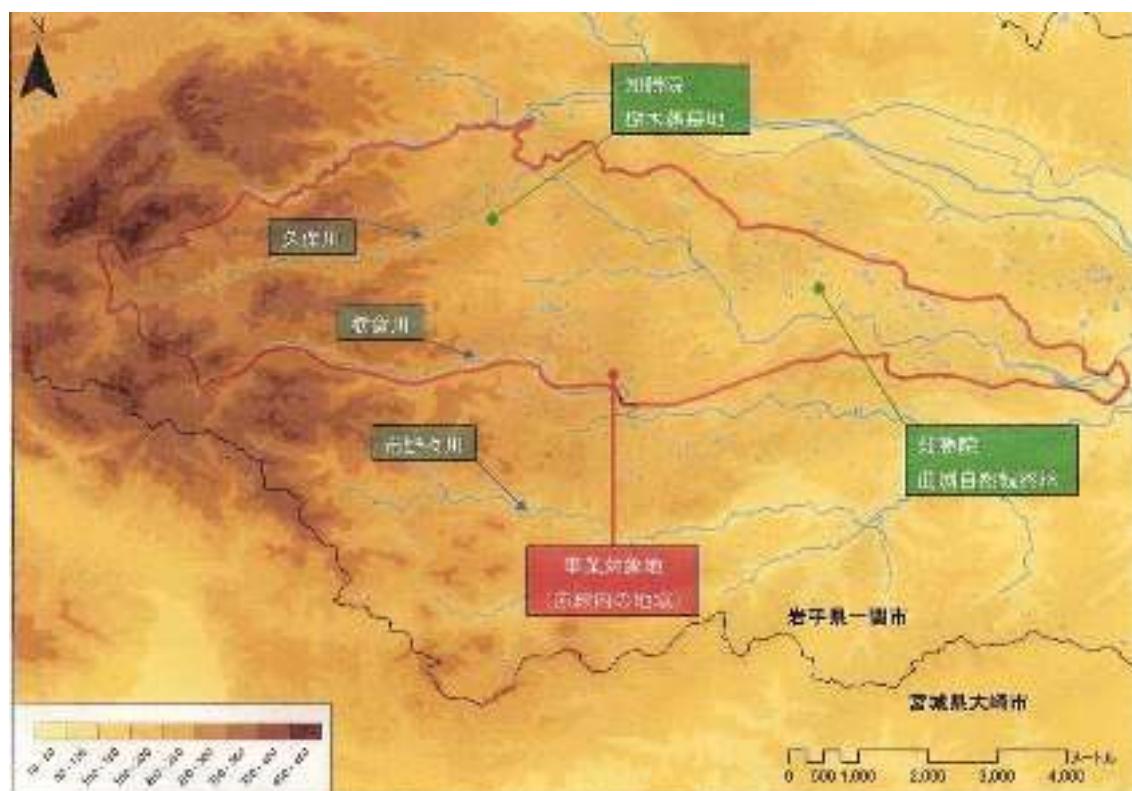


図4-1 久保川イーハトーブ自然再生事業の対象地域（赤線内の地域）

## 第5章 本事業の目標

本自然再生事業では、当該地域の望ましい里地里山の姿を「久保川イーハトーブ」と名づけ、そこに残された生物多様性やそれを支える人の営みを適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因については、保全生態学を基礎とした科学的なモニタリングと検討にもとづき、ていねいに取り除くことで、積極的に生物多様性を再生し、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを全体の目標にする。この目標の充足のため、次の4つの点を重視する。

- ① 生物多様性に満ちた水田・溜池を含む水辺と里地里山の自然環境を保全する。
- ② 劣化しつつある地域に、かつて存在した在来種から構成される生態系を再生させ、自然環境学習の場として役立たせる。
- ③ 里地里山の自然と人との関わりの維持・回復など、自然と共生する社会の重要性を内外に発信していく。
- ④ このようにして再生された自然を活かした「里歩き」や保全再生作業体験・自然環境学習をテーマとしたエコツーリズムなどによって首都圏と当該地域の交流を活発化する。

第三次生物多様性国家戦略にも記されているように、生態系ネットワークの科学的な評価にもとづく里地里山の生物多様性の保全再生は、わが国の生物多様性の保全と持続可能な利用という目標にとってきわめて重要な意義をもつ。当該事業は、民間が主な主体となる事業でもあることから、対象範囲とする面積は狭く、また投入できる資源も規模も限られたものである。しかし、里地里山の生物多様性を正面から捉え、生態系ネットワークについての科学的なモニタリングにもとづく計画を順応的に実践するという意味においては、全国に先駆け、また後続の事業の範となるような高い水準の事業をめざすものである。

## 第6章 自然再生の基本的な考え方

当該地区で事業を進めるにあたっては、自然再生推進法で定められている「自然再生基本方針」に基づき、次の5点に留意して事業を推進するものとする。

### ① 地域の多様な主体の参加と連携

目指すべき自然再生の目標と手法は、従来なされてきた活動による経験と活動主体の主体性が尊重されるべきである。そこで、本自然再生事業においては、従来同様、地域を含む多様な主体が参加・連携し、情報を共有し、透明性を確保し、自主的かつ前向きに取り組むものとする。

### ② 科学的知見に基づく実施

知勝院が他団体と連携して10年前から取り組んできた自然環境の保全・再生の活動によって知り得た環境特性や生態系に関する情報と、一昨年から始まった東京大学保全生態学研究室の調査研究活動とを連携させ、科学的知見に基づく自然再生や目標達成に必要な方法を定めるものとする。

### ③ 順応的な方法による自然再生

自然再生事業の実施については、自然環境や生態系の状況に関する十分な調査を事前にを行う。事業着手後は自然環境の再生状況を定期的に評価・検証し、その結果を科学的に評価し、これを当該事業に反映させ、順応的な方法により改めて事業を実施する。

### ④ 自然環境学習の推進

自然再生を進めるためには、一人一人が実践し、環境の重要性に気づき、生態系への意識を持つことが求められる。さらに、協議会委員、地域住民、知勝院の関係者など多くの人々が、科学的知見を共有し深めていく必要がある。このような学習の場として、本事業が十分活用されるよう努めることとする。

### ⑤ 里地里山の自然再生の理念と効果の発信

自然再生によって蘇る豊かな自然を地域外の人々が享受することを通じて、里地里山の自然再生の重要性と可能性を広く発信する。それに資するフットパスやエコツーリズムのあり方を探求する。

## 第7章 自然再生事業の概要

ここでは、自然再生の目標に示した各項目を達成するために必要な事業のうち、当面実施を計画する事業の項目と概要を記述した。

各事業の具体的施策については、自然再生実施計画を順次策定し、同実施計画書に詳細を記すこととする。

### ① 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生

保全上重要な溜池の調査と保全を進めるとともに、急速に分布を拡大しているウシガエルを中心とした侵略的外来種の排除や拡散防止を行うことにより、在来水生生物の保全・再生を図る。

### ② 里地里山環境の保全・再生

保全上重要な地区や環境の調査と保全を進めるとともに、管理放棄された雑木林などの手入れによる在来植生の再生や、休耕田や放棄された溜池跡などを利用した湿地再生、侵略的外来種の駆除作業などを行い、里地里山環境の保全・再生を図る。

### ③ 久保川流域の水質・環境改善

久保川流域では、水田などからの肥料や生活廃水の流入による富栄養化や、大規模な堰堤やコンクリート護岸などによる環境悪化が進んでいるため、今後、啓発活動を介して、環境負荷の少ない環境保全型の農業への転換や、浄化槽設置による生活雑排水処理の推進、堰堤や護岸の改善などを地域住民や担当行政などに働きかける。

### ④ 自然環境学習と地域と都市の交流

地域住民、特に小中学校を対象とした自然環境学習や観察会などを行い、地域の自然や生物多様性の保全についての啓発を行うとともに、都市から定期的に訪れる知勝院関係者の研修として、自然再生事業地を利用した実践的な自然環境学習を企画・実施する。また、定期的に地域外からの広範な参加者を想定した交流行事「久保川イーハトーブ里歩き」などを開催し、再生されたこの地域の自然のさまざまな恵みを地域の人々と都市からの訪問者がともに享受する機会を設ける。そのようなエコツーリズムに資するフットパスの整備（図7-1、写真7-1～4）や「里歩き地図」の発行などを自然再生の実践と関連させて進める。



図7-1 フットパスの候補（クラムポン広場から霜後滝までの久保川に沿ったコース）



写真7-1 クラムポン広場から出発



写真7-2 丸木橋を渡る



写真7-3 久保川に沿った崖下を進む



写真7-4 霜後滝に到着

## 第8章 久保川イーハトーブ自然再生協議会・委員名簿

### 個人

須田 真一	久保川イーハトーブ自然再生研究所
角谷 拓	久保川イーハトーブ自然再生研究所
桶田 太一	久保川イーハトーブ自然再生研究所
平山 健一	前岩手大学学長
千葉 喜彦	NPO法人北上川流域連携交流会
藤堂 隆則	一関市教育委員会教育長
及川 和男	作家
佐藤 晃僖	世嬉の一酒造代表取締役（一関商工会議所副会頭）
斎藤 哲子	ベリーノホテル一関代表取締役
高橋 万里子	NPO法人水環境ネット東北
高橋 恵美	一関市立達古袋小学校長
小山 隆春	岩手県立大学客員研究員
志羅山 清高	水環境ネット磐井川
池田 鐵男	公募委員
内田 尚宏	公募委員

### 団体

宗教法人知勝院
久保川イーハトーブ自然再生研究所
環境省東北地方環境事務所
岩手県県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部
一関市市民環境部
久保川流域地区区長会
NPO法人北上川流域連携交流会
NPO法人水環境ネット東北
水環境ネット磐井川
樹木葬・里山保全の会

## **第9章 久保川イーハトーブ自然再生協議会に参加する者の役割**

久保川イーハトーブ自然再生協議会に参加する者は、それぞれ自然再生事業に関わる役割を分担し、その遂行に責任を持って取り組むこととする。以下にその役割分担について示す。

**実 施 者** : 久保川イーハトーブ自然再生研究所

**調 査 ・ 研 究** : 久保川イーハトーブ自然再生研究所  
(東京大学保全生態学研究室の協力を得て実施)

**環 境 教 育** : NPO法人北上川流域連携交流会、NPO法人水環境ネット東北、  
樹木葬・里山保全の会

**水 質 改 善** : 水環境ネット磐井川

**住民への連絡・広報** : 久保川イーハトーブ区長会

## **付表 久保川イーハトーブ自然再生協議会・設置までの歩み**

2002（平成14）年秋

この年より岩手県と締結し、久保川流域においてセイタカアワダチソウの除去を始める

2007（平成19）年4月1日

久保川イーハトーブ自然再生研究所設立

2007（平成19）年4月27～28日

東京大学鷺谷いづみ教授現地視察、この年より同保全生態学研究室メンバーが調査研究を開始

2007（平成19）年6月7日

鷺谷いづみ教授、千坂嶺峰と共に浅井東兵衛市長に挨拶、久保川流域における生態系調査について一関市の協力を依頼

2008（平成20）年10月18日

鷺谷いづみ教授現地視察、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を立ち上げるよう提案

2008（平成20）年12月6日

久保川流域の区長（5区）に、自然再生協議会設置について説明、代表として佐藤浩氏を選出

2008（平成20）年12月18日

岩手県県南広域振興局一関総合支局長に、自然再生協議会設置について説明

2009（平成21）年1月8日

一関市長に、自然再生協議会設置について説明

2009（平成21）年1月23日

東京大学保全生態学研究室にて会議、全体構想および実施計画の内容等について確認

2009（平成21）年2月21日

第1回「久保川イーハトーブ自然再生協議会」準備委員会を知勝院会館にて開催

2009（平成21）年3月6日

東京大学保全生態学研究室にて会議、実施計画地についての詳細資料を提出

2009（平成21）年3月25日

環境省東北地方環境事務所野生生物課を訪問。自然再生協議会設置についての説明と協力を依頼

2009（平成21）年4月14日

一関市役所において、自然再生協議会設置について、新聞等マスコミ各社に対して記者発表

# 久保川イーハトーブ自然再生協議会設置要綱

## 第1章 総 則

### (設 置)

第1条 久保川流域（支流柄倉川を含む）に係わる自然環境の保全と再生を図るため、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

### (名 称)

第2条 この自然再生協議会は、久保川イーハトーブ自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

### (対象地域)

第3条 協議会が対象とする自然対象地域は、久保川（支流柄倉川を含む）流域の羽根橋から立石地区までの範囲とする。

## 第2章 目的及び協議会所掌事務

### (目 的)

第4条 協議会は自然再生地における自然再生事業（以下「自然再生事業」という）の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係わる連絡調整を行うことを目的とする。

### (所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係わる連絡調整
- (4) その他の必要な事項

## 第3章 委 員

### (委 員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
  - (2) 地域住民、土地所有者、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者
  - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設置時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成23年3月31日までとする。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞 任)

第8条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解 任)

第9条 協議会の名誉を傷つけ、又は、協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。

2 解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

## 第4章 会長及び副会長

第10条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

## 第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認められる場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議の他に専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統括するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。

4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議は公開を原則とする。

2 会議の開催に関する事項等については、久保川イーハトーブ自然再生研究所ホームページに掲載することにより公開する。

## 第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を円滑に処するため、知勝院内・久保川イーハトーブ自然再生研究所に運営事務局を置く。

2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他の協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

## 第7章 補則

(要綱施行)

第16条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第17条 この要綱の改正は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2 要綱の改正に係わる委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採決し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

## 附則

1 この要綱は、平成21年5月16日から施行する。